

## 「沖縄地域の味承継実態調査事業」 企画提案応募要領

沖縄県では、「沖縄地域の味承継実態調査事業」の実施に関する委託先を、以下の要領で公募します。企画提案の申請者は、本応募要項に従って、企画提案書を提出してください。

### 1 委託業務名

沖縄地域の味承継実態調査事業委託業務

### 2 事業の概要および目的

本業務は、地域で親しまれてきた店（味）を廃業等による消失から守るための取組の事前調査として、県民に対し次の世代に繋げたい地域の店（味）に関するアンケート調査等を行うことにより、「味」にまつわる飲食店や小売店等に係る事業承継支援等のニーズ調査及び分析等を実施するもの。

### 3 委託料上限額

8,365,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額ではない。

### 4 委託業務の概要

- (1) 業務期間： 契約締結の日から令和8年1月31日まで
- (2) 内 容： 別添企画提案仕様書のとおり

### 5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有する法人又は県内に事業所を有する者が1人以上参加するコンソーシアムとする。コンソーシアムで実施する場合は以下の要件を満たすこと。
  - ア コンソーシアムに代表する法人（以下「代表法人」という。）を設置することとし、代表法人は、本事業の運営管理、構成員相互の調整・連携、事務管理を行う機関とし、代表して応募すること。
  - イ コンソーシアムを構成する全ての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する担当者を1名以上割り当てること。
  - ウ 代表法人は、県内に事業所等を有し、進捗報告や協議に円滑に対応できる体制を有すること。
- (2) 本事業と類似の実績があり、企画並びに実施に必要な知識・経験・実施体制を有していること。
- (3) 業務進捗状況の報告や沖縄県との業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※（参考）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (8) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。
- (12) コンソーシアムの場合、代表法人は全要件、全構成員が(4)から(11)までの要件を満たすこと。

## 6 応募スケジュール

契約までのスケジュールは次のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

- (1) 企画提案募集開始 令和 7 年 5 月 20 日（火）
- (2) 質問受付期限 令和 7 年 5 月 23 日（金）
- (3) 質問に対する回答 令和 7 年 5 月 27 日（火）
- (4) 参加表明書提出期限 令和 7 年 5 月 29 日（木）17 時必着
- (5) 企画提案書提出期限 令和 7 年 6 月 4 日（水）17 時必着
- (6) プレゼンテーション審査 令和 7 年 6 月 11 日（水）※予定
- (7) 審査結果通知 令和 7 年 6 月 12 日（木）※予定
- (8) 契約締結、事業開始 令和 7 年 6 月中旬以降 ※予定

## 7 質問事項受付及び企画提案参加表明書の提出

### (1) 質問事項受付

ア 質問期限：令和 7 年 5 月 23 日（金）17：00 まで

イ 質問方法：質問書【様式 8】によりメールで提出すること。

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

ウ 提出先：中小企業支援課代表 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

エ 回答方法：令和 7 年 5 月 27 日（火）までに中小企業支援課ホームページに掲載する。

オ 留意事項：質問書送付後は、速やかに県担当まで電話連絡し、受信確認を必ず行うこと。

### (2) 企画提案参加表明書の提出

ア 提出期限：令和 7 年 5 月 29 日（木）17：00 まで

イ 提出方法：企画提案参加表明書【様式 9】をメールで提出すること。

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

ウ 提出先：中小企業支援課代表 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

- エ 留意事項：企画提案書の提出を予定している者は、必ず提出すること。  
企画提案参加表明書送付後は、速やかに県担当まで電話連絡し、受信確認を必ず行うこと。

## 8 企画提案書類の受付期間等

- (1) 提出期限：令和7年6月4日(水)17時(厳守)
- (2) 提出場所：沖縄県商工労働部中小企業支援課（沖縄県庁8階）  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 中小企業支援課
- (3) 提出方法：  
ア 下記「9(1)提出書類」を一連にして、各書類の間にインデックスを付けた仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、各部をA4縦フラットファイルに綴り、持参若しくは郵送（簡易書留）にて提出すること。ステープラー（ホチキス）留めや製本は行わないこと。  
イ 企画提案書で使用する文字については、10.5ポイント以上とする。ただし、図表内の文字については除く。  
ウ 企画提案書については、20ページ以内とし、ページ番号を付すること。  
エ 企画提案書の表紙に企業名あるいは共同企業体名を記載すること。
- (4) 提出書類：「9 提出書類等」に記載する書類 ※ア～セの順に編纂すること。
- (5) 留意点：  
企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できるもののみ表明すること。なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

## 9 提出書類及び必要部数

- (1) 申請書類  
ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】  
イ 会社概要表（コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること）・・・・・・・・・・・・・【様式2】  
ウ コンソーシアム構成書（コンソーシアムの場合に限る）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】  
エ 類似・関連事業実績書（過去3年以内）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】  
※ コンソーシアムの場合は、構成員の全てについて提出すること。  
オ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】  
企画提案の記載方法は任意だが、別添「企画提案仕様書」の内容に沿った構成とすること。  
※ 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。  
※ A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。  
カ 事業実施スケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】  
キ 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】  
ク コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】  
ケ 委任状（コンソーシアムの場合に限る）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】  
コ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】  
サ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）  
シ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ス 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

セ 県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類

(ア) 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書

(イ) 税務署が発行する「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明書

- (2) 提出部数は7部（ただし、シからセについては、正本に1部添付し提出すること）とし、正本1部（片面印刷）、副本6部（両面印刷）とすること。

## 10 審査・選定方法

### (1) 第一次審査（書類審査）

ア 第一次審査として「5 応募資格」を満たしているかの書面審査を行う。

イ 第一次審査の結果は令和7年6月5日（木）までに電子メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 沖縄県商工労働部内に設置する「沖縄地域の味承継実態調査事業委託業務」委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会において、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。また、選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問合わせには応じない。

なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

イ 選定委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者と中小企業支援課において協議を行い、委託範囲を決定し契約を締結する。

### ウ 審査の概要

(ア) 日 時：令和7年6月11日（水）午後（予定）※別途通知

(イ) 場 所：沖縄県庁内会議室 ※別途通知

(ウ) 説 明 者：審査会場への入場は2名以内とする。

### エ 結果の通知

審査結果は、県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

- (3) 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。

- ・所得向上応援企業認証制度
- ・経営革新計画認証制度
- ・人材育成企業認証制度
- ・ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- ・パートナーシップ構築宣言企業

- (4) 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

## 11 審査基準

- (1) 適合性 事業の趣旨、目的に沿った提案であること。
- (2) 実効性 確実に委託業務を遂行できる能力、実施体制及び財政基盤等を有していること。
- (3) 具体性 提案された研修内容や業務等の内容が、具体的かつ効果的であること。
- (4) 経済性 事業を遂行するに当たり、妥当な積算となっていること。
- (5) 総合評価 上記個別の審査項目を踏まえた総合評価。

【特記事項】

- ・提案者が、沖縄県の認証制度等を取得している場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。

## 12 契約

- (1) 委託先候補者と委託業務の内容・契約条項を協議したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 契約金額は、委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。
- (3) 委託先候補者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

## 13 経費の計上

- (1) 対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

| 経費項目      | 内 容                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I. 直接人件費  | 事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費（雇用関係にある者）                                                                                                                                 |
| II. 直接経費  | 旅費、使用料、謝金、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等本事業に直接必要な経費                                                                                                                      |
| III. 再委託費 | 県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費。再委託費は、総経費の50%未満とすること。<br>※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。<br>（例）ソフトウェア開発、パンフレット開発の製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等 |
| IV. 一般管理費 | 経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費<br>※（直接人件費+直接経費－再委託費）の10%以内                                                                                   |
| V. 消費税    | 上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として10%（1円未満切捨て）で計算すること。                                                                                    |

- (2) 直接経費として計上できない経費

|                                                                                                                            |                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業中の事故・災害処理のための経費</li> <li>・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等施設に関する経費</li> <li>・その他事業に関係のない経費</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|

- (3) 留意事項

- ① 再委託を行う際はあらかじめ県の承認を得ること。また再委託費は総経費の2分1未満とすること。

- ② 各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。

#### 14 その他の留意事項

- (1) 応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1 事業者（コンソーシアム）あたり 1 案に限るものとする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 今回の募集は、提案優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではないこと。
- (4) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部中小企業支援課と委託候補者とは別途協議のうえ進めていくこととする。
- (6) 委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、または沖縄県職員が事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等ができること。
- (7) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額される場合があること。
- (8) 契約の際の契約保証金は契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号（類似事業の実績等）のいずれかに該当すると認められるときは、全部又は一部を免除する。

##### ※契約保証金について（抜粋）

- 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。
- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。

#### 15 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 8 階

沖縄県商工労働部中小企業支援課 支援班

電話番号：098-866-2343 FAX 番号：098-861-4661

中小企業支援課代表 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp